

1. 会合名	「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング（広告指針対応）（第1回）
2. 日 時	平成23年4月11日（月）午後3時30分～午後4時
3. 議 案	○「広告等に関する指針」について
4. 主な内容	○「広告等に関する指針」について 現状、広告の規制等については、平成18年10月に改訂した「広告等に関する指針」（以下、「広告指針」という。）及び平成19年9月の金商法の施行に際して作成した「金融商品取引法における広告等規制について」（以下、「広告Q&A」という。）にて対応しているところである。 今般、広告指針について、関係法令諸規則の改正等を踏まえ、事務局において改訂案を作成したことから、事務局より、当該改訂案の概要について、資料に基づき、説明が行われた。 本件については、今後、広告指針の改訂案をタタキ台として、本ワーキング・グループメンバー会社から意見を募りながら改訂作業を進めることとし、今回の会合では、広告指針の改訂案のうち、「第1部 法令諸規則の概要」及び「第2部 広告等の作成に係る留意事項」の「I. 全般」の記載内容の検討を行うこととなった。 （主な意見等） ・ 広告指針を改訂した場合、広告Q&Aの位置付けはどのようになるのか。 → 今後の検討次第であり、事務局では、基本的に広告Q&Aのすべての内容を広告指針に取り込むことでどうかと考えているが、検討の過程で、広告指針に取り込むことができないと判断される事項が出てきた場合には、広告Q&Aは、引き続き、広告指針と並行して確認いただく位置付けの資料になろうかと思う。（事務局） ・ 本日提示いただいた広告指針の改訂案では、8頁にあった「〈参考〉広告等の該当性及び審査の必要性について」が削除されているが、代わりに広告Q&Aの6頁にある「問1 金融商品取引法における「広告等」とは何か。」の問答を当該削除箇所に加えてはどうか。 → ご指摘いただいた点も含めて本ワーキング・グループで議論できればと思う。ただ、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第8条では、「本規則に定める事項のほか、協会員が行う広告等の表示に関し必要な事項は、本協会が別に定める「広告等に関する指針」で定める。」とあり、問答形式の記載が「定める。」という規定にそぐうかという点には違和感がある。（事務局）

	・ 今回の検討の趣旨は、あくまで、広告指針を関係法令諸規則の改正等を踏まえたものにするということにあるという認識でよいか。 → 今般、提示させていただいた広告指針の改訂案は、基本的には、関係法令諸規則の改正等を踏まえたものであるが、実務上の観点から広告指針に盛り込んだ方がよい事項等があれば、ご意見をいただきながら併せて検討したいと考えている。（事務局） ・ 協会員から事務局に寄せられる広告等に関する問い合わせの事例を本ワーキング・グループで紹介いただくことは可能か。 → 紹介すること自体は可能であるが、事例として広告指針に掲載しようとする場合には十分な検討が必要と考える。（事務局）
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）